

(3) 大野市国民健康保険条例、国民健康保険税条例の一部改正について

●大野市国民健康保険条例の一部改正について

【主な改正内容】

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給

対象者

給与等の支払いを受けている被保険者

支給要件

新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、療養のため労務に服することができないとき

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日

給与等の全部又は一部を受けることができる者で、給与等を受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、給与等の額が、傷病手当金の額より少ないときは、差額を支給する

支給日額

直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額

上限：標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額 $\frac{30}{1}$ に相当する金額の3分の2に相当する金額

支給期間

傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月まで

その他

事業主が負担すべき給与等の全部又は一部の全額を受けることができなかつたときは傷病手当金を支給する

市が支給した金額は、事業主から徴収する

○大野市国民健康保険条例施行規則の一部改正について

【主な改正内容】

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給の申請及び支給期間

各種申請書の様式変更

対象期間

傷病手当金の支給を始める日が、令和2年1月1日から9月30日までの間

●大野市国民健康保険税条例の一部改正について

【主な改正内容】

新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免

保険税の減免

(改正前)

- (1) 災害により生計に著しい破綻を生じたとき。
- (2) 公的扶助を受けるに至らないが、生活保護を必要と認められる世帯
- (3) 退職又は失業後収入なく生計が著しく困難な者
- (4) 家屋のみの資産を有する老人又は幼年者のみの無収入世帯
- (5) 国民健康保険法第59条に該当する者
- (6) 旧被扶養者

(改正後)

- (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (2) 当該年度において所得が激減したため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 国民健康保険法第59条に該当する者
- (4) 旧被扶養者
- (5) その他特別の事情がある者

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険税の減免の特例

令和元年度分及び令和2年度分の保険税を減免対象とする

普通徴収：令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限設定

特別徴収：令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に特別徴収対象年金給付の支払日設定

○大野市国民健康保険税減免規則の制定について

【主な内容】

県運用基準例を参考に減免規則を制定

別紙規則 参照

○新型コロナウイルス感染症に係る大野市国民健康保険税減免要綱の制定について

【主な内容】

大野市国民健康保険税減免規則とは別に新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険税減免について規定

別紙要綱 参照